

独立行政法人国立文化財機構契約監視委員会（平成24年度第2回）議事概要

開催日及び場所	平成25年6月14日（金）東京国立博物館平成館第2会議室	
出席委員 （敬称略）	<p>○委員長 松原 茂（根津美術館学芸部長）</p> <p>○委員 鮎川 眞昭（公認会計士） 服部 彰（独立行政法人国立文化財機構監事） 雪山 行二（独立行政法人国立文化財機構監事）</p>	
審議対象期間	平成24年10月1日～平成25年3月31日 ※平成25年4月1日～平成25年9月30日（随意契約見込）を含む。	
個別審査対象案件	168件	○議 事
平成24年度（10～3月期）契約（前回競争性のない随意契約）	9件	（イ）平成24年度（10～3月期）契約点検（前回競争性のない随意契約） （ロ）平成24年度（10～3月期）契約点検（前回一者応札・一者応募）
平成24年度（10～3月期）契約（前回一者応札・一者応募）	12件	（ハ）平成24年度（10～3月期）契約点検（競争性のない随意契約）
平成24年度（10～3月期）契約（競争性のない随意契約）	42件	（ニ）平成24年度（10～3月期）契約点検（一者応札・一者応募） （ホ）平成24年度（10～3月期）契約点検（その他案件）
平成24年度（10～3月期）契約（一者応札・一者応募）	36件	（ヘ）平成25年度（上半期見込）契約点検（前回競争性のない随意契約）
平成24年度（10～3月期）契約（その他案件）	58件	（ト）平成25年度（上半期見込）契約点検（競争性のない随意契約）

平成25年度（上半期見込）契約（前回競争性のない随意契約）	1件
平成25年度（上半期見込）契約（競争性のない随意契約）	10件
委員からの意見・質問、それに対する回答、及び審議総括	別紙①のとおり

別 紙①

質 問・意 見	回 答
<p>1. 平成24年度(10～3月期)契約(前回競争性のない随意契約)の点検</p> <p>(1) 該当の契約9件について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SW ボード広告とは何か。 ・新聞広告掲出業務で掲出される広告は、新聞の一面全体か。 <p>(2) 総括</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度(10～3月期)契約(前回競争性のない随意契約)について、妥当であると判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・駅のホーム中にあるベンチ後ろの広告のことです。 ・一面全体です。
<p>2. 平成24年度(10～3月期)契約(前回一者応札・一者応募)の点検</p> <p>(1) 該当の契約12件について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力の購入契約に関して、前回契約における予定価格に比べて今回契約における予定価格が上昇したのはなぜか。 ・九州国立博物館文化財エリアのIPMメンテナンス等業務一式に関して、メンテナンスの回数が減ったのに、前回契約における予定価格に比べて今回契約における予定価格が上昇したのはなぜか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電力料金単価が上昇したためです。 ・メンテナンスの対象とするエリアを変更したためです。

・九州国立博物館科学機器設備定期点検・保守業務一式について、前回契約における予定価格に比べて今回契約における予定価格が上昇したのはなぜか。

(2) 総括

・平成24年度(10～3月期)契約(前回一者応札・一者応募)について、妥当であると判断する。

特に、公告期間が20日間未満となっている契約について、仕様策定開始に早期に着手するなど、20日間以上の公告期間を確保するよう努められたい。

3. 平成24年度(10～3月期)契約(競争性のない随意契約)の点検

(1) 該当の42件について

・列品購入の予定価格はどのように決定するか。

・競争性のない随意契約において、落札率が100%以外の契約があるが、それはなぜか。

・落札率が大幅に下がったものについて、補足説明に書くべきではないか。

・点検及び保守の対象とする機器を追加する等、仕様を変更したためです。

・学識者及び古美術商の合計7人が独立して値付けを行い、最高及び最低価格の値付けを行った2人を外した合計5人の値付け価格の平均をもって、列品購入の予定価格としております。

・交渉の結果、契約金額が下がったためであります。

・契約の中には、落札率が大幅に下がったものの理由について把握するのが困難なものがあるため、理由の判明したものについての

<p>(2) 総括</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度(10～3月期)契約(競争性のない随意契約)について、妥当であると判断する。 <p>4. 平成24年度(10～3月期)契約(一者応札・一者応募)の点検</p> <p>(1) 該当の契約36件について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財の輸送契約について、ヤマトロジスティクス株式会社(以下、「ヤマト」という)等の日本通運株式会社(以下、「日通」という)以外の業者の参入が少なくなったのはなぜか。 ・公告期間について、20日間の契約と21日間以上の契約があるのはなぜか。 <p>(2) 総括</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度(10～3月期)契約(一者応札・一者応募)について、妥当であると判断する。 <p>5. 平成24年度(10～3月期)契約(その他案件)の点検</p> <p>(1) 該当の契約58件について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財の輸送契約の中でも、日通以外の 	<p>み記述することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日通以外の業者は、文化財を輸送するのに十分な経験や技術を持った人員の確保が困難であり、また、日通に比べ日通以外の業者の入札価格が高いため、であると思われます。 ・公告期間が21日間以上になったのは、各施設が自主的に公告期間を延長しようとしたためであります。 ・文化財の輸送に特殊な技術を伴うかどうか
---	--

<p>業者が行っているものが見られるが、日通にしかできない輸送業務と日通以外にも可能な輸送業務には、どのような差があるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社丹青社とはどのような会社であるか。 ・京都国立博物館平常展示館展示工事とはどのような工事であるか。 <p>(2) 総括</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度の(10～3月期)契約(その他案件)について、妥当であると判断する。 <p>6. 平成25年度(上半期見込)契約(前回競争性のない随意契約)の点検</p> <p>(1) 該当の契約1件について</p> <p>特段の質疑事項はなかった。</p> <p>(2) 総括</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度(上半期見込)契約(前回競争性の随意契約)については、妥当であると判断する。 <p>7. 平成25年度(上半期見込)契約(競争性のない随意契約)の点検</p>	<p>か、です。例えば、仏像を輸送するには、仏像の固定や梱包のために特殊な技術を必要とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に商業用ディスプレイの制作等を行う会社です。 ・展示に関する内装一式の工事です。
---	---

<p>(1) 該当の契約10件について 特段の質疑事項はなかった。</p> <p>(2) 総括</p> <ul style="list-style-type: none">・平成24年度(上半期見込)契約(競争性の随意契約)については、妥当であると判断する。 <p>以上</p>	
---	--